

税

問合せ 税務課

**家屋を取り壊したときは
忘れずに届出を!**

家屋の一部、または全部を取り壊した場合、所有者は滅失の届出をしていただく必要があります。

今年中に届出がなければ、引き続き固定資産税・都市計画税が課税される場合がありますので、必ず届出をしてください。



入湯税って何ですか?

本市では一定の成分を含有している温泉「鉱泉浴場」への入湯に対し入湯税を課税しています（井戸水や水道水を沸かしている銭湯などは対象外）

鉱泉浴場の経営者が徴収し、市に納入することとなります。

納められた入湯税は、観光振興などのイベントの助成や環境衛生施設の整備のために使われます。

税額

- 宿泊：1泊150円
- 日帰り：1日75円

※年齢が12歳未満の人は、課税が免除されます。

◆ 令和3年度入湯税収入額 8,392千円

入湯税の使いみち

令和3年度は、観光振興事業、施設組合負担金事業に、それぞれ充当しました。

事業名	事業費 (万円)	充当費 (万円)
観光振興事業	7,631	839
施設組合負担金事業	112,006	
合計	119,637	839



税務署からのお知らせ

問合せ 泉佐野税務署
☎ 462・3471

所得税及び 復興特別所得税の 予定納税（第2期分）

予定納税（第2期分）

前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額を「予定納税」として11月（第2期分）に納めることとなります。予定納税が必要な人には、6月中旬に税務署から「令和4年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」を送付しています。この通知書に記載された第2期分の金額が納税する額です。納期限は11月30日(水)までとなっています。金融機関の窓口などで納付してください。振替納税をご利用の人は、納期限に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。納期限前日までに預貯金残高をご確認ください。廃業、休業または業況不振などの理由により、第2期分の予定納税の減額申請をする場合は11月15日(火)までに「予定納税額の減額申請書」に必要な

事項を記載した上、所轄税務署に提出してください。

■消費税の届出はお済みですか?

個人事業者の人で、令和3年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合や、令和4年1月1日～6月30日の期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和5年分は消費税の課税事業者に該当します。令和5年分から新たに課税事業者となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」または「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を提出する必要があります。なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

「ジ」に掲載しています。また、「扶養控除等（異動）申告書」などの年末調整関係の用紙も「年末調整がよくわかるページ」から取得できます。

■納税協会年末調整説明会

納税協会では、税の専門家による年末調整説明会を開催しています！なお、納税協会が開催する説明会に関する情報は、納税協会連合会のホームページに掲載しています。

※納税協会は、各種説明会、広報活動および租税教育への取組など公益性の高い活動を行っています。

▶「年末調整説明会」
QRコード



■11月11日(金)～17日(木)は「税を 考える週間」

今年のテーマは、「これからの社会に向かって」です。国税庁ホームページによる広報、SNSを利用した広報、講演会の実施や関係民間団体等との連携など様々な広報広聴施策を実施しています。詳しくは、国税庁ホームページ内の国税庁の取組紹介をご覧ください。



▶「年末調整がよくわかるページ」QRコード

納期限は11月30日(水)です
個人事業税(第2期分)

- 第2期分の納付書は、第1期分の納付書に同封しています。年間の税額が1万円以下の場合、第2期分の納付書はありません。口座振替をご利用の場合、納付書はお送りしていません。
 - 納付書を破損・紛失された場合は、府税事務所へ問い合わせてください。
 - **納付場所・納付方法**
 - 府税事務所
 - 府の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関
 - コンビニエンスストア等
 - Payeasy (府税の収納を扱う金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の対応方法により納付可)
 - au PAY (請求書支払い)
 - P払い請求書払い
 - PayB
 - PayPay請求書払い
 - LINE Pay請求書支払い
 - 楽天銀行コンビニ支払サービス
- ※ 納期限日に指定口座から自動引き落としされる口座振替制度もご利用ください。詳しくは府税事務所へ問い合わせてください。納税が困難な場合は、納税

の猶予制度がありますので早めに相談してください。

問合せ先 泉南府税事務所

(☎4339・3601)



国民年金

問合せ先 国保年金課

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行

年末調整・確定申告まで
 大切に保管を!

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日～12月31日に納付した保険料が対象です。(過去の年度分や追納保険料も含みます。)

また、家族の国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証

明する書類の添付が義務付けられています。

このため、令和4年1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付した人は「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、令和4年10月1日～12月31日の間に今年はじめて国民年金保険料を納付した人は、翌年の2月上旬に送付される予定です。

問合せ先

- 目塚年金事務所 (☎4331・1122)
- ねんきん加入者ダイヤル 0570・003・004 (ナビダイヤル)
- ※050から始まる電話でおかけになる場合は ☎03・6630・2525

後期高齢者医療制度

問合せ先

- 大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 (☎06・4790・2031)
- 国保年金課

柔道整復、はり、きゅう、あん摩・マッサージ

健康保険で受けられるケースは限られています。正しく理解し、適切な受診をすることは医療費の適正化につながりますので、ご協力をお願いします。

■柔道整復師の施術を受けるとき

【健康保険が使える場合】

● 骨折・脱臼・打撲及び捻挫など(肉ばなれ含む)

● ※骨折・脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得る必要があります。

【施術を受けるときの注意】

- 単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象にならず全額自己負担になります。
- 柔道整復師が患者に代わって保険請求を行うことが認められているため、自己負担を支払うことで施術を受けることができます。施術を受けたときには、「療養費支給申請書」の施術内

容等を確認し、署名または押印してください。

■ 医師が必要と認めたと、はり、きゅう、あん摩・マッサージの施術を受けるとき

【健康保険が使える場合】

- はり、きゅう：神経痛・リウマチ・頸腕(けいわん)症候群・五十肩・腰痛症・頸椎(けいつい)捻挫後遺症・その他慢性的な疼痛(とつづ)を主症とする疾患
- あん摩・マッサージ：筋麻痺・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例

【施術を受けるときの注意】

- 保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。
- 単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは、保険の対象とならず全額自己負担になります。
- 保険医療機関(病院、診療所など)で同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり、きゅう施術を受けても保険の対象にはなりません。

柔道整復などの施術を受けられたときは、医療費控除の対象となりますので、必ず領収書を受け取りましょう。

